令和2年岳南排水路管理組合議会定例会(2月)会議録 令和2年2月7日(金)

1 出席議員(10名)

2 説明のため出席した者(8名)

管 理 者 小長井 義正 君 副 管 理 者 仁 藤 哲 君 富士市上下水道部長 諏訪部 浩康 君 富士市産業経済部長 山 田 教 文 君 富士宮市水道部長 横 山 真 二 君 長 渡 辺 孝 君 局 参事兼施設課長 山 本 太 君 総 務 課 長 根 上 忠 記 君

3 出席した事務局職員(4名)

管理係長小泉大輔君庶務係主査渡邊友貴君庶務係主事佐野光則君

4 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 報第1号 専決処分の報告について 日程第4 議第1号 令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算に ついて (第2号) 日程第5 議第2号 令和2年度岳南排水路管理組合会計予算について 岳南排水路管理組合監査委員に関する条例制定に 日程第6 議第3号 ついて 日程第7 議第4号 岳南排水路管理組合職員定数条例等の一部を改正 する条例制定について 日程第8 議第5号 岳南排水路管理組合議会の議決及び同意を要する 契約、財産の取得又は処分、賠償責任の免除等に 関する条例の一部を改正する条例制定について

午前10時 開 会

○総務課長(根上忠記君) 会議に先立ちましてお願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合広報紙及び報道機関の写真を撮らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(米山享範議員) 出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしま した。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(米山享範議員) 日程第1 会議録署名議員の指名でありますが、会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に

8番 萩野基行議員

9番 中村憲一議員

以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(米山享範議員) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。 それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

- ○管理者(小長井義正君) 議長。
- ○議長 (米山享範議員) 管理者。
- ○管理者(小長井義正君) おはようございます。お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします各議案の審議をお願いするに当たり、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、議案の総括的な説明を申し上げます。

さて、岳南地域の製紙業界でありますが、生活必需品である家庭紙は安定した状況を維持している一方、電子媒体の広がりから、新聞などの印刷物は依然として厳しい状況にあります。こうした中、海洋プラスチックごみ問題から、プラスチックの代替として紙素材が注目されており、大手飲食店などでは、これまでのプラスチック製ストローが廃止され

始め、紙製のストローへ切りかえる動きも見られております。このように、各分野で紙の特性がこれまで以上に活かされ、また、この動きが地域産業のさらなる発展につながることを願いつつ、皆様の御支援を賜りながら、引き続き施設の維持管理に最善を尽くしてまいりたいと存じます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議を賜ります議案につきまして、私からその要旨を申し上げます。なお、詳細につきましては、後刻、事務局から説明させますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

初めに、報第1号専決処分の報告についてでありますが、平成31年2月26日に発生 しました公用車による交通事故の損害賠償の額の決定及び和解につきまして、専決処分を いたしましたので報告をするものであります。

次に、議第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第2号)についてでありますが、1,558万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

6億1,270万7,000円とするものであります。歳入におきましては、財産収入を増額いたしますが、使用料及び手数料と繰入金を減額するものであります。歳出におきましては、諸支出金を増額いたしますが、総務費及び予備費を減額するものであります。

次に、議第2号令和2年度岳南排水路管理組合会計予算についてでありますが、歳入歳出の予算総額を6億1,000万円とするものであります。歳入におきましては、主財源であります使用料及び手数料を4億3,044万3,000円と見込んでおります。また、歳出でありますが、総務費を5億5,317万円計上しております。

次に、議第3号岳南排水路管理組合監査委員に関する条例制定についてでありますが、 本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、監査基準を定めたときは、これ を公表しなければならないものとされたことから、監査委員の行う告示及び公表に関する 事項のほか、監査委員の事務処理に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するもの であります。

次に、議第4号岳南排水路管理組合職員定数条例等の一部を改正する条例制定についてでありますが、本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることなどに伴い、関係条例の規定について所要の整備をするものであります。

次に、議第5号岳南排水路管理組合議会の議決及び同意を要する契約、財産の取得又は 処分、賠償責任の免除等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありますが、 本案は、地方自治法等の一部を改正する法律により、条例で引用する地方自治法の条項に 移動が生じたことに伴い、所要の改正を行うものであります。 以上、上程議案につきまして要旨のみご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の概要説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長(米山享範議員) 以上で管理者の説明を終わります。

日程第3 報第1号専決処分の報告について

○議長(米山享範議員) 日程第3 報第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

当局の報告を求めます。

- ○局長(渡辺 孝君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 局長。
- ○局長(渡辺 孝君) ただいま上程されました報第1号専決処分の報告についてご説明 いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第180条第1項の規定に 基づき専決処分を行った交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解について、同条第2項 の規定により報告をするものです。

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。事故発生箇所の位置図と詳細図を添付してございます。

本件事故は、平成31年2月26日火曜日午前10時46分ごろ、富士市依田橋地先の信号機のない丁字路交差点におきまして、職員の運転する公用車が左折をするために、交差点手前右寄りに停車していた相手方トラックの左側に進入し、停止線にて一時停止をしたところ、左折を開始した相手方車両が公用車の運転席側前方に接触したものであります。

過失割合は、管理組合側が4割、相手側が6割となっております。

この事故による損害でありますが、双方の搭乗者に人的損害はありませんでしたが、物 的損害として、公用車はフロントバンパー等を、相手方車両はサイドバンパーを損傷して おります。

議案書の3ページをお願いいたします。賠償及び和解金額は6万3,115円。

相手方は記載のとおりであります。

なお、賠償額は全て全国市有物件災害共済会の共済金で賄っております。

4ページをお願いいたします。こちらには、詳細の車両修理費負担割合を記載してございます。

最後になりますが、このような事故が発生し、大変申しわけなく思っております。交通 事故防止につきましては、富士市が実施する安全運転技能診断講習会を受講し、職員の交 通安全意識を高めるとともに、日常におきましても安全運転を心がけるよう指導をしてお りましたが、今後はさらなる注意喚起をしてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

- ○議長(米山享範議員) 当局の報告を終わります。 これから報第1号について質疑に入ります。
- ○1番(須藤秀忠議員) 議長
- ○議長(米山享範議員) 1番 須藤秀忠議員。
- ○1番(須藤秀忠議員) この収入、支出というのは全国市有物件の保険でもって間に合っているわけですね。この中における、どこのところで収入、支出が発生しているのか。 それが1つ。

それからもう1つ、相手方車両の長さというのは相当長いのでしょうか。

- ○総務課長(根上忠記君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 総務課長。
- ○総務課長(根上忠記君) 保険会社から払われているもので、収入はありません。相手方の規模は大型なものですから、普通、左側に寄るんですけれども、巻き込む可能性があるので、2車線の道路の右側に寄って大きく曲がるために、それに巻き込まれたものです。
- ○8番(萩野基行議員) 議長
- ○議長(米山享範議員) 8番 萩野基行議員。
- ○8番(萩野基行議員) ちょっと2点ほどお願いします。まず1点は、相手方のトラック、これは方向指示器は出ていたのでしょうか。今、右に寄っていたって、左側にウインカーが出ていれば、ちょっと気にはするかなとは思うんですが、それが1点。

それとあと1点は、これは発生が昨年の2月26日で、今お話しなんですが、この約1年の間、合意をするのにいろいろ問題があったのでしょうか。その2点をお願いします。

- ○総務課長(根上忠記君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 総務課長。
- ○総務課長(根上忠記君) 5ページのところを見てもらうと、位置図ですけれども、一番下のところに採水作業箇所というのがあるんですけれども、ここから採水して出ていって、一旦停止してすぐに左折したものですから、ウインカーが出ていたんですけれども、それをうちの職員が見落としたというもので、4対6となっているところがあります。

それともう1つ、時間がたったのは、相手方がトラックでしたので、サイドバンパーが そんなに損傷なく、営業ができたものですから、営業をやっていられるので故障を診断す るのに時間がかかったものですから、営業車なものですから営業をとめなきゃならないも のですから、それで時間がかかって、金額が出ないので、示談に時間がかかりました。

- ○8番(萩野基行議員) 議長
- ○議長(米山享範議員) 8番 萩野基行議員。
- ○8番(萩野基行議員) 今のお話はわかりました。ウインカーは出ていたけれども行っちゃったということですから、本当にこれから外に出られる方にはさらなる注意を願いたいと思います。

以上です。

○議長(米山享範議員) ほかによろしいですか。 質疑を終わります。

以上で報第1号専決処分の報告を終わります。

日程第4 議第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算について(第2号)

○議長(米山享範議員) 日程第4 議第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

- ○局長(渡辺 孝君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 局長。
- ○局長(渡辺 孝君) ただいま上程されました議第1号令和元年度岳南排水路管理組合 会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書8ページをお願いいたします。令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,558万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億1,270万7,000円とするものです。

12ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目使用料は、補正前の額4億4,914万2,000円から750万円を減額 し、4億4,164万2,000円とするものです。これは排水量の減少に伴う従量料金の 減収によるものです。

2款1項1目利子及び配当金は、補正前の額4,580万6,000円に 691万9,000円を増額し、5,272万5,000円とするものです。これは基金運用 に伴う債券の売却益などにより増額とするものです。

3款1項1目岳南排水路基金繰入金は、補正前の額9,500万円から1,500万円を 減額し、8,000万円とするものです。これは前年度繰越金が当初見込みよりも多かった ことなどにより、岳南排水路基金からの取崩し額を減額とするものです。

続きまして14ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、補正前の額1億4,020万7,000円から 269万1,000円を減額し、1億3,751万6,000円とするものです。

内訳ですが、給料は給与改定等による増額、職員手当等は通勤距離の変動に伴う通勤手 当の減額と、財政収支計画策定などに伴う時間外勤務手当の増額、そして給与改定等に伴 うその他手当の増額です。

共済費は負担金率変更等に伴う増額、賃金は嘱託職員の構成変動等に伴う減額、負担金、補助及び交付金は派遣職員の構成変動に伴う負担金の減額です。

また、公課費は、平成30年度会計決算確定に伴う消費税の減額です。

2款3項1目施設改良費は、補正前の額3億2,600万円から1,300万円を減額し、3億1,300万円とするものです。これは、委託料、工事請負費で入札差金が生じたことにより減額とするものです。

16ページをお願いいたします。4款1項1目岳南排水路基金積立金は、補正前の額 4,577万4,000円に694万3,000円を増額し、5,271万7,000円とする ものです。これは、基金運用に伴う債券の売却益を増額補正し、基金に積み立てるもので す。

次の2目職員退職手当基金積立金は、補正前の額503万2,000円から 2万4,000円を減額し、500万8,000円とするものです。これは大口定期預金の 利率の減によるものです。

5款1項1目予備費は、補正前の額1,217万9,000円から680万9,000円を 減額し、537万円とするものです。これは予算執行額の調整によるものでございます。

以上、議第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第2号)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(米山享範議員) 当局の説明を終わります。 これから議第1号について質疑に入ります。
- ○10番(齋藤和文議員) 議長
- ○議長(米山享範議員) 10番 齋藤和文議員。
- ○10番(齋藤和文議員) 12ページ、使用料のところで750万円が減額ということ

で、先ほどもちょっと説明があったんですけれども、再度その詳細、何で使用料が下がったのか、特定の工場なのか全体なのか、その辺を教えてください。

- ○総務課長(根上忠記君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 総務課長。
- ○総務課長(根上忠記君) 紙パルプの国内需要が、当初予算のときにマイナス 0.9%にちょっと下げぎみで考えていたんですけれども、その後、下方修正されまして、マイナス 1.8%。全体の使用者の 6.2%ほどが予想より下回って、あと、特に製紙会社で火事があったので、そことかが生産が下がるかなというところがあったので。あと、国内で唯一のたばこ巻紙を生産していたところが機械を停止したとか、そういうので生産が下がったということで減額補正しました。

以上です。

○議長(米山享範議員) ほかによろしいですか。

質疑を終わります。

これから討論に入ります。――討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第1号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第2号)については原案どおり 決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第1号は原案どおり可決されました。

日程第5 議第2号令和2年度岳南排水路管理組合会計予算につい

て

○議長(米山享範議員) 日程第5 議第2号令和2年度岳南排水路管理組合会計予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

- ○局長(渡辺 孝君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 局長。
- ○局長(渡辺 孝君) それでは、議第2号令和2年度岳南排水路管理組合会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。令和2年度岳南排水路管理組合会計予算は、 第1条にて、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,000万円とするものです。

また、第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金

の最高額を1億円と定めるものです。

議案書の26ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

1款1項1目使用料は、今年度予算額4億3,044万2,000円で、前年度に比較して1,870万円、4.2%の減としております。これは前年度に引き続き、トイレットペーパーやティッシュなどの衛生用紙が堅調に推移し、段ボール、板紙などの伸張が期待されるものの、一方では、情報のデジタル化や紙媒体による広告需要の低迷などにより、印刷・情報用紙の需要の減少が続き、排水量の減少が見込まれることによるものです。これらの理由により、基本料金の総額を1億4,570万円、従量料金の総額を2億8,450万円と見込み、さらに、敷地占用料24万2,000円を見込むものです。

続いて、2款1項1目利子及び配当金は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金の基金 運用利子で、前年度に比較して69万7,000円増の4,650万3,000円を見込んで おります。

基金につきましては、表紙が薄青色の議案参考資料-1の3ページ、基金執行状況にて 詳細説明をさせていただきます。

1の岳南排水路基金ですが、令和2年度の前年度末現在高は

33億8,983万4,730円で、これに対する運用益金を4,646万5,000円、一般会計への取崩し額を1億300万円と見込み、年度末現在高を

33億3,329万9,730円としております。

また、2の職員退職手当基金ですが、令和2年度の前年度末現在高は

3,707万5,743円で、これに対する利子を3万8,000円、積立金を500万円と 見込み、年度末現在高を4,211万3,743円としております。

議案書に戻りまして、28ページをお願いいたします。3款1項1目岳南排水路基金繰入金ですが、岳南排水路基金から1億300万円を取り崩して施設改良費に充てるもので、前年度に比較して800万円の増額としております。これは使用料収入の減額を補うための措置でございます。

次の4款1項1目前年度繰越金は、前年度と同額の3,000万円を計上しております。 5款2項1目雑入は、共済事業手数料など5万円を見込むものです。

続いて30ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目議会費は、組合議会2回の開催経費31万7,000円を見込んでおります。前年度に比較して12万4,000円の減額となっておりますが、これは前年度4月の富士市議会議員選挙、富士宮市の市長並びに市議会議員選挙の後に臨時議会を開催したことにより、前年度の開催回数が通常よりも多かったことによるものです。

次に、2款1項1目一般管理費は1億3,504万8,000円を見込み、前年度に比較して405万円を減額しております。

詳細を説明欄に沿ってご説明いたします。 1、給与費のうち、4、一般職 1 4人の人件費を 1 億 1 6 5 万 3,0 0 0 円とし、新たに設けました 5、パートタイム会計年度任用職員 3人の人件費を 9 3 2 万 6,0 0 0 円としております。この人件費にかかわる資料といたしまして、4 2ページから 4 5ページに給与費明細書をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次の2、人事管理費のうち、2、職員研修費66万3,000円は、研修会への参加旅費 及び負担金です。

次のページ、3、事務管理費は、組合事務運営の所要経費で、594万7,000円を見込んでおります。弁護士、公認会計士との相談報償費、事務用品など消耗品のほか、印刷製本費、通信運搬費、富士市財務会計と接続されておりますシンクライアントの利用負担金などでございます。

続いて、4、財産管理費1,010万7,000円は、庁舎管理、車両管理、用地管理、 使用料管理などに要する経費です。

次の5、公租公課費647万2,000円は消費税です。

続きまして、34ページの下段、2款2項1目排水管理費をお願いいたします。これは 岳南排水路の水質調査にかかる経費で、274万5,000円を見込んでおります。

説明欄の1、水質調査費65万6,000円は、水質分析にかかる薬品及び器具類の購入 費等で、次のページ、2、硫化水素調査費208万9,000円は、硫化水素計本体やセン サーなどの購入費及び修繕費などでございます。

次の2目下水道管理費5,567万4,000円は、施設の維持補修及び保守点検にかかる経費で、前年度に比較して71万1,000円の増額としております。

説明欄の1、下水道維持費のうち、1、維持補修費2,164万円は、人孔の管理にかかる経常的経費や、管内点検で確認された損傷箇所の補修工事等にかかる経費です。

次の2、保守点検費3,218万円は、工場排水流入禁止期間に実施する管路施設の調査、点検に要する経費及び下水道台帳管理システムの更新に要する経費です。

続いて、3目ポンプ場管理費4,385万6,000円は、今泉ポンプ場の運転管理にかかる経費で、前年度に比較して189万7,000円の増額としております。

説明欄の1、ポンプ場維持費のうち、1、維持補修費380万円は、場内出入り口に設置している門扉の取り替え工事費などでございます。

2、保守点検費3,528万円は、ポンプ場の運転管理業務及び自家用電気工作物の保安

管理業務などにかかる経費です。

また、3、ポンプ場管理事務費477万6,000円は、ポンプ場運転にかかる電気料金や工業用水使用料などでございます。

次のページ、2款3項1目施設改良費3億1,584万7,000円は、管路及びポンプ場施設の保全及び再生を行う経費で、前年度に比較して1,015万3,000円の減額としております。

説明欄をお願いいたします。 1、管渠施設費に3億1,334万4,000円を、2、ポンプ場施設費に250万3,000円を計上しております。

この科目につきましては、議案参考資料-1の4ページにて詳細説明をさせていただきます。令和2年度主要事業概要でございます。番号1から11について説明をさせていただきます。なお、それぞれの委託・工事箇所につきましては、右の欄、ページ番号によりお示ししてございますので、後ほどご覧ください。

管渠施設費における保全対策事業は10事業を予定しておりまして、番号1の岳南1号第7排水路詳細設計業務委託は、管路沿線の使用工場の撤退が相次ぎ、排水量が著しく減少したことから、管路施設規模が過大となっており、ダウンサイジングを図るために行う管路の実施設計業務です。

番号2から10までは、老朽化した管渠施設の更生と耐震化を図るもので、管径は900ミリから1,800ミリ、総延長465メートルの施工を予定しております。

次に、下段、ポンプ場施設費における保全対策事業は1事業を予定しております。番号 11の今泉ポンプ場受電盤保護継電器更新工事ですが、場内の電気設備に発生した故障箇所を検出し、よそへの波及を最小限に抑えるために遮断器を動作させる保護継電器の故障が9月の年次点検で発見されたことから、更新工事を行うものです。

議案書の40ページにお戻りください。3款1項1目利子でございます。一時借入金の利子として1万円の科目設定をしております。

次の4款1項1目岳南排水路基金積立金ですが、運用益金の4,646万5,000円を 積み立てるもので、前年度に比較して69万1,000円の増額としております。

2目職員退職手当基金積立金は503万8,000円で、内訳として、積立金を500万円、利子を3万8,000円と見込んでおります。

5款1項1目予備費ですが、前年度と同様、500万円を計上いたしました。 以上で議第2号令和2年度岳南排水路管理組合会計予算の説明を終わります。

○議長(米山享範議員) 当局の説明を終わります。

これから議第2号について質疑に入ります。

- ○7番(山下いづみ議員) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 7番 山下いづみ議員。
- ○7番(山下いづみ議員) 37ページの保守点検費に関連してなんですけれども、この保守点検をまた7月に行うということですけれども、これは前に日程の変更という話があったと思うんです。この日程に決まったのはどういう経過でしょうか。
- ○局長(渡辺 孝君) 議長。
- ○議長 (米山享範議員) 局長。
- ○局長(渡辺 孝君) 以前、使用工場のほうからお話がありまして、7月末では大変暑いということで、使用工場の方々に集まっていただきまして何回か話をしまして、さらに、使用工場87社全社からアンケートをとらせていただきまして、その結果、前倒しする意見と、現在の7月末に実施する意見とで比較したんですけれども、やはり現在の7月末がよろしいという意見が多数を占めましたので、来年度につきましても引き続き7月末に実施したいというふうに予定をしております。

以上です。

- ○7番(山下いづみ議員) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 7番 山下いづみ議員。
- ○7番(山下いづみ議員) 夏ということで、今ここで暑さということが出ましたけれど も、この工事をするに当たって、その暑さ対策に対しての費用であるとか予防的なものと いうのは考慮に入れられているんでしょうか。
- ○参事兼施設課長(山本 太君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 参事兼施設課長。
- ○参事兼施設課長(山本 太君) 暑さ対策に関しましては、岳南排水路管理組合が発注する工事と、あとはそれぞれの使用者さんのその時期の仕事内容、その両方を考えなきゃならないと思います。私たちの発注工事に関しましては、暑さ対策に関しましては、やっぱりソフト面でしか私たちは指導ができないんですけれども、その辺を徹底して業者さんにお願いする。また、職員の教育を徹底してやっております。使用者さんに関しましては、その時期が岳南排水路をとめることによって、逆に熱中症対策になっているという業者さんもいるわけです。だから一概に、それぞれの使用者さんごとによって事情が異なりますので、それも含めてのアンケート結果ということで、我々は素直に捉えて、時期を据え置いたということでございます。
- ○7番(山下いづみ議員) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 7番 山下いづみ議員。

- ○7番(山下いづみ議員) それぞれに対策もあると思いますので、この暑さ対策に関しては、工事をする方の暑さ対策に関してのかかる費用とか何かをまたしっかりと反映していただければと思います。
- ○10番(齋藤和文議員) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 10番 齋藤和文議員。
- ○10番(齋藤和文議員) 26ページ、財産収入のところで、ふたとか塩化銀とかの売 払収入ということで、これは過去からこういう項目があったのか、今回初めてなのか。
- 1,000円なんですけれども、実際のところ塩化銀とかは、いわゆるレアメタルのことであるんですけれども、どのぐらいとれるものなのか。あと、売り払い先は入札かなにかというような、この辺をお聞かせ願いたいと思います。
- ○総務課長(根上忠記君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 総務課長。
- ○総務課長(根上忠記君) 塩化銀ですけれども、水の分析に使うので、その中に塩化銀が出てきまして、それをためているもので、毎年出るわけではなくて、分析の量によって変わってきます。金額は、銀ですので重さによって時価で変わってきますので、それで売るものですから単価もちょっと、相場が変わるものです。 CODの分析で使うものです。
- ○10番(齋藤和文議員) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 10番 齋藤和文議員。
- ○10番(齋藤和文議員) 1,000円ぐらいのものなのであれですけれども、量的に、 要はためてきて、ためてきて出るものという認識でいいんですかね。
- ○総務課長(根上忠記君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 総務課長。
- ○総務課長(根上忠記君) そうです。
- ○10番(齋藤和文議員) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 10番 齋藤和文議員。
- ○10番(齋藤和文議員) 結構です。ありがとうございます。
- ○議長(米山享範議員) 質疑を終わります。
 - これから討論に入ります。――討論を終わります。
 - これから採決に入ります。

議第2号令和2年度岳南排水路管理組合会計予算については原案どおり決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

日程第6 議第3号岳南排水路管理組合監査委員に関する条例制定 について

○議長(米山享範議員) 日程第6 議第3号岳南排水路管理組合監査委員に関する条例 制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

- ○局長(渡辺 孝君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 局長。
- ○局長(渡辺 孝君) それでは、議第3号岳南排水路管理組合監査委員に関する条例制 定についてご説明いたしますので、議案書の46ページをお願いいたします。

条文の説明に入る前に、条例制定の概要につきまして説明をさせていただきます。本案は、平成29年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、監査制度の充実強化として、令和2年4月1日から、監査委員は、監査基準に従い監査等をしなければならないものとされ、かつ、監査基準を定めたときは、これを公表しなければならないものとされております。このことから、構成市に倣い、監査委員の行う告示及び公表に関する事項のほか、監査委員の事務処理に関し、必要な事項を定めるものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたしますので、議案書の47ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めており、地方自治法――以下「法」といたしますが―― 第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項について定めることを規定しており ます。

第2条は、法第199条第4項の規定による定期監査を行う旨を、期日前10日までに 管理者へ通知することを規定しております。

第3条は、法第199条第5項及び第235条の2第2項の規定により、臨時に監査を 行うときは、原則、期日前5日までにその旨を管理者に通知することを規定しておりま す。

第4条は、法第199条第8項の規定により関係人に出頭を求めるときなどは、原則、期日前7日までにその旨を管理者及び関係人に通知することを規定しております。

第5条は、法第235条の2第1項の規定による出納の定例検査について、原則、毎月22日から5日以内に行うことを規定しております。

第6条は、法第233条第2項及び第241条第5項の規定による決算証書類、その他

の書類の審査の結果に基づく意見について、審査に付された日から60日以内に管理者に 通知することを規定しております。

第7条は、監査委員の行う告示及び公表については、岳南排水路管理組合公告式条例の 規定に準じて行うことを規定しております。

第8条は、その他の事項としまして、この条例に規定するものを除くほか、監査、検査 及び審査の執行について必要な事項は監査委員が協議して定めることを規定しておりま す。

附則でありますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(米山享範議員) 当局の説明を終わります。

これから議第3号について質疑に入ります。――質疑を終わります。

これから討論に入ります。 一 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第3号岳南排水路管理組合監査委員に関する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第3号は原案どおり可決されました。

日程第7 議第4号岳南排水路管理組合職員定数条例等の一部を改 正する条例制定について

○議長(米山享範議員) 日程第7 議第4号岳南排水路管理組合職員定数条例等の一部 を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

- ○局長(渡辺 孝君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 局長。
- ○局長(渡辺 孝君) それでは、議第4号岳南排水路管理組合職員定数条例等の一部を 改正する条例制定についてご説明いたしますので、議案書の49ページをお願いいたしま す。

本条例の制定の経緯でありますが、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されるとともに、臨時・非常勤職員の任用要件が厳格化されております。これにより、現行の臨時・非常勤職員制度は、新年度から全国的に会計年度任用職員制度に移行することになっております。本案は、会計年度任用職

員制度の創設等に伴い、構成市と同様に、関係条例の規定について所要の整備をするため、9件の条例を一括して改正するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたしますので、議案書の50ページ、あわせまして、黄色の表紙、議案参考資料-2の1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。

初めに、第1条、岳南排水路管理組合職員定数条例の一部改正でありますが、会計年度 任用職員及び臨時の職に関する臨時的任用職員を定数外とするなど、定数外の職員の規定 を新たに加えるものです。

次に第2条、岳南排水路管理組合職員の給与に関する条例の一部改正でありますが、次の2ページにございます第4条のとおり、会計年度任用職員として任用される職員の給与の種類及び基準について定めるとともに、条文中の字句の整理等を行うものです。

次の第3条、岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でありますが、フルタイム会計年度任用職員は、常勤職員と同様に、 給料、手当及び旅費の支給対象であるため、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものです。

3ページをお願いいたします。第4条、岳南排水路管理組合職員の分限に関する条例の一部改正でありますが、会計年度任用職員の休職期間について、その任期を限度とするよう規定を追加するとともに、条文中の字句の整理を行うものです。

次に第5条、岳南排水路管理組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でありますが、パートタイム会計年度任用職員を減給とする場合の減ずる報酬額について定めるものです。

4ページをお願いいたします。第6条、岳南排水路管理組合職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正でありますが、会計年度任用職員及び臨時の職に関する臨時的任用職員を本条例の対象とするため、「臨時又は非常勤の一般職の職員」を「臨時的に任用された職員(臨時の職に関する場合に限る。)又は非常勤の一般職の職員」に改めるものです。

次に第7条、岳南排水路管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でありますが、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業や部分休業は、勤務期間等、一定の条件を満たす会計年度任用職員にも適用されるため、常勤職員と同様に規定を整備するとともに、字句の整理を行うものです。

9ページをお願いいたします。第8条、岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部改正でありますが、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について、規 則で定める基準に従い管理者が定めることとするため、「臨時又は非常勤の職員」を「会計 年度任用職員」に改めるものです。

次に第9条、岳南排水路管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でありますが、毎年公表しております人事行政の運営の状況について、フルタイム会計年度任用職員に関する事項を対象とするよう改めるものです。

議案書の55、56ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項は、この 条例の施行期日を令和2年4月1日とするものです。

第2項は、経過措置に関する規定でありまして、第3条による改正後の岳南排水路管理 組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この 条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る 補償について適用するものであります。

以上で議第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(米山享範議員) 当局の説明を終わります。

これから議第4号について質疑に入ります。――質疑を終わります。

これから討論に入ります。一一討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第4号岳南排水路管理組合職員定数条例等の一部を改正する条例制定については原案 どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第5号岳南排水路管理組合議会の議決及び同意を要する契約、財産の取得又は処分、賠償責任の免除等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(米山享範議員) 日程第8 議第5号岳南排水路管理組合議会の議決及び同意を要する契約、財産の取得又は処分、賠償責任の免除等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

- ○局長(渡辺 孝君) 議長。
- ○議長(米山享範議員) 局長。
- ○局長(渡辺 孝君) それでは、議第5号岳南排水路管理組合議会の議決及び同意を要する契約、財産の取得又は処分、賠償責任の免除等に関する条例の一部を改正する条例制

定についてご説明いたします。

議案書の57ページをお願いいたします。本案は、平成29年6月9日に公布されました地方自治法等の一部を改正する法律により、本条例で引用する地方自治法の条項に移動が生じるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、黄色の表紙、議案参 考資料-2の10ページをお願いいたします。

第4条におきまして、引用条項である地方自治法の「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものです。

なお、第4項から第8項への改正につきましては、過去の法改正による条ずれを改める ものです。

議案書の58ページをお願いいたします。附則でありますが、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で議第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(米山享範議員) 当局の説明を終わります。

これから議第5号について質疑に入ります。――質疑を終わります。

これから討論に入ります。 一 討論を終わります。

これから採決に入ります。

議第5号岳南排水路管理組合議会の議決及び同意を要する契約、財産の取得又は処分、 賠償責任の免除等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決するこ とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本 日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

令和2年3月18日

議	長	米	Щ	享	範
会議録署名詞	義員	萩	野	基	行
会議録署名詞	議員	中	村	憲	_